

インドネシア共和国に出張して

法務総合研究所長

上 冨 敏 伸

はじめに

いささか旧聞に属する話になりますが、令和4年（2022年）8月21日から同月27日までの1週間、インドネシアに出張して、現地のプロジェクトの状況の一端を見聞する機会を得ました。

国際協力部の担当者から、そのときの話をICD NEWSに掲載するので原稿を書くようにと言われましたので、こうして筆を執っています。詳細な出張報告、あるいは、プロジェクトの現況に関する正確なレポートが必要なのであれば、これらに詳しい担当教官あるいは、現地の長期派遣専門家に執筆を依頼した方がよい記事になるであろうことは明らかですから、敢えて私に執筆させようというのは、きっと、若干毛色の違う原稿を期待されているのだろうと勝手に推測しましたので、以下、気楽な読み物のつもりでお目通しくださいませ幸いです。

なお、インドネシアにおける現行プロジェクトの概要については、現在、ジャカルタに滞在している西尾信員専門家執筆の「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」(ICD NEWS第89号81頁)をご参照ください。

1 日程

具体的な日程は、以下のとおりです。

- | | |
|----------|---------------------------------------------|
| 8月21日（日） | 出国（成田）、ジャカルタ着 |
| 22日（月） | 最高裁判所長官表敬
知財法等に関するセミナー
法務人権副大臣表敬 |
| 23日（火） | 合同調整委員会出席
在インドネシア大使表敬
JICAインドネシア事務所訪問 |
| 24日（水） | デンパサール（バリ）移動
夕食会 |
| 25日（木） | 法令整合性確保に関するセミナー |
| 26日（金） | 法務人権省バリ州地方事務所との意見交換会
デンパサール発（ジャカルタ経由） |
| 27日（土） | 帰国（羽田） |

2 出発まで

コロナ禍のために控えていたICD教官らの海外出張は、令和4年上半期途中から順次再開されており、今般のインドネシア出張も、そうした平常への復帰の流れの中で計画されたものでした。一方、私自身は、令和2年3月の着任から2年以上、本誌85号（令和2年12月号）の巻頭言執筆後も、海外へのお出張の機会がなかったため、今般のお出張が、法総研に着任後はじめての海外出張となりました。

まずは、インドネシア入国のための事前準備です。7月下旬に地元の市役所に出かけて、紙の接種証明書を取得した上で、マイナンバーカードを使って、自分のスマホ上でも、電子版の接種証明書を表示できるようにしておきます。また、インドネシア保健省のアプリに接種状況を事前登録しておく必要があるということでしたので、当該アプリをスマホにインストールした上で、必要なデータを入力したのが、8月4日で、画面上には、直ちに、「waiting for Approval」の表示が出ました。あとは、「Approval」に表示が変わるのを待ちます（数日で承認されるという見込みだったのですが、実際には、約3週間後の出発までには「Approval」にはならず、承認の通知が届いたのは、帰国後の9月27日でした。という訳で、実際のインドネシア入国時や現地滞在中は、持参した紙の接種証明書が活躍することとなりました。).

出国前72時間以内のPCR検査も無事通過し、8月21日日曜日の朝、成田に向かいますが、このときも、通常とは異なった形になりました。通常は、自宅の最寄り駅から、成田空港と羽田空港に向かうリムジンバスを利用することができ、乗り換えなしで大変便利なのですが、羽田空港へ向かう便は、国内線の運行復活に伴って減便されながらも動いていたものの、成田空港へ向かう便は全便運休でした（2023年初めの本稿執筆時点でも全便運休の状態は続いています。）。そのため、最寄り駅から新宿に向かい、成田エクスプレスで空港に向かうという、私にとっては変則的なやり方をとらざるを得ませんでした。

色々とお勝手の違うこともありましたが、成田空港で同行者と合流し、無事、出発することができました。

3 入国

本論に入るまでが長すぎると言われそうなので簡単に。入国審査は簡単に済みましたが、検疫の際のワクチン接種証明の確認は、結構な人数の旅客が、それぞれ密になって行列しており、密を避ける生活に慣れた身（当時）にとっては、やや腰の引けそうな情景ではありました。検疫を通過し、荷物を取り上げてゲートに向かうと、その向こうには、飛び上がらんばかりに大きく手を振る女性の姿があります。ICD教官から現地に赴任した及川裕美専門家です。一緒に出迎えてくれたのは、やはりICD教官から現地に赴任している前記西尾専門家と、JICAの間澤友紀子業務調整専門家らでした。迎えていただいた皆さんと御挨拶をして、いよいよインドネシアでの活動が始まります。

4 滞在2日目

(1) 最高裁判所訪問及び同裁判所長官表敬

ジャカルタの朝は早い。前夜、夕食を済ませて宿泊先のホテルロビーで解散する前に、ホテルからクルマで20～30分程度かかるインドネシア最高裁判所に午前7時30分に到着するため、午前7時にホテルロビーに集合するようにとの指示を受けます。当日は、朝食を済ませてから集合しましたので、午前6時前には眠い目をこすりながら起き出しました。

最高裁判所では、まず、ハジ・ムハマンド・シャリフディン最高裁判所長官に表敬訪問をさせていただきました（写真①）。



写真①：シャリフディン最高裁判所長官表敬訪問

その場には、同長官の他、タクディル准長官及びアグン准長官も同席されました。表敬の後は、最高裁判所の内部を見学させていただき、最高裁判所の中に所在するJICA執務室も立ち寄ることができました。同執務室は、西尾専門家をはじめ、最高裁判所をカウンターパートとするスタッフが勤務する場所ですが、十分なスペースが与えられており、物理的な距離の近さも含め、カウンターパートとの良好な関係を窺い知ることができたように思います。

(2) 知財法等に関するセミナー

最高裁判所訪問に続いて、午前10時から、ジャカルタ市内のホテルで開催された、最高裁判所とJICAプロジェクトの共催による標記セミナーに参加させていただきました。セミナーの会場に入る前に、鼻の粘液を採取されて抗原検査を受け、陰性であることが確認されてようやく会場に入ることを許されるという仕組みでした。午前中は、私と一緒に出張した坂本達也ICD教官による「日本の判例制度」についての講義が行われました（写真②）。



写真②：知財法等に関するセミナー（坂本教官講義）

開会式でのアグン准長官の挨拶の中でも触れられましたが、知財紛争の予見可能性の向上は重要ですので、本プロジェクトの成果の一つである、知財法一般及び商標法に関する判例集（日本の判例とインドネシアの判例を掲載したもの）が実務で積極的に活用されている状況下で本講義が行われたことの持つ意味は大きかったのではないかと思います。他方、タクディル准長官からは、判例の整合性確保が重要であるのに、同国が大陸法系の法システムであることから判例を尊重しない裁判官がいるとの指摘があり、大陸法系か英米法系かという違いがそれほど判例の価値に影響するものなのかという感覚の違いを感じることもありました（我が国の場合、戦前と戦後とでは判例の持つ役割に違いがあるのかも知れませんが、大陸法系の法体系だった戦前から詳細な判例集が刊行されています。英米法系における判例法主義とは異なるとはいえ、大陸法系であっても判例には重要な価値があることと当然視する意識を、私自身が持っていたが故の感覚なのかも知れません。）。

会場脇でブッフェ形式の昼食の後、今度は、やはり同行した内藤晋太郎 ICD 部長による「日本における知的財産権の刑事的規制について～商標権侵害罪を中心として～」と題する講義が行われました。この講義は、検事である内藤部長が、パワーポイント48頁に及ぶ資料を作成の上行われた大変力の入ったものでしたが、私は、残念ながら、途中で離席し、次項記載の表敬訪問に向かうことになりました。表敬を終え、セミナーの会場に戻ったのは、内藤部長の講義が終盤に差し掛かったころでした。講義終了後の質疑では、様々な質問が寄せられましたが、タクディル准長官が、自席を離れて、パワーポイント資料が上映されているスクリーンの前に立って、映っている資料の記載を手で示しながら非常に熱心に質問されていた姿が強く印象に残っています。

閉会式では、私が挨拶をする機会をいただきました。これで当日の仕事は終わるはずだったのですが、急遽、地元テレビ局から取材の申し入れがあり、当初は、口頭で質問に答えればよいというお話だったのですが、なぜかテレビカメラの前に立つことになって、即興でインタビューを受けることとなりました（その様子は、8月30日朝のニュースで放映されたようです）。

(3) 法務人権副大臣表敬

上記のとおり、内藤部長の講義を中抜けする形で、法務人権省を訪問し、エディ・OS・ヒアリエジ副大臣を表敬しました（写真③）。



写真③：ヒアリエジ法務人権副大臣表敬訪問

法務人権省との間では、法律間及び法律と条令との間での整合性向上のためのプロジェクトが進行していますが、同副大臣からは、その成果物である法制執務資料を活用した周知・啓発活動の重要性に言及がありました。折から、大きな刑法改正法案が国会審議中であり、同省は多忙を極めている様子で、特に、当該法案の担当者である同副大臣には、忙しい時間を割いてくださったことを感謝したいと思います。

その後、法務人権省の別の建物内にある同省法規総局のフロアにあるJICA執務室に立ち寄り、現地で売られているジュースをごちそうになりました。同執務室は、及川専門家と法務人権省をカウンターパートとするスタッフが執務している部屋です。最近、以前の執務室から引っ越したばかりということでしたが、最高裁判所内の執務室より若干小ぶりではあるものの、カウンターパートと同じフロアで執務することができる環境をいただいていることは、両者の関係の緊密さを示すものだと感じたところです。

こうして、ジャカルタでの1日（滞在2日目）が終わりましたが、大変盛りだくさんの1日でした。

5 滞在3日目

ジャカルタの朝は今日も早い。8月23日は、午前8時30分から同市内の別のホテルで開催されるJICAとカウンターパート（最高裁判所及び法務人権省）の共催による合同調整委員会に出席しました。会場入室前に抗原検査を受けなければならないのはここでも同じです。同会議は、プロジェクト関係者が一堂に会して、過去1年間のプロジェクトの進捗を確認し、課題と今後の見通しについて協議する重要な場です。開会式では挨拶をさせていただき、協議に臨みました。会議は、プロジェクトのテーマごとに、日本側の専門家とカウンターパートであるインドネシア側の担当者から報告が行われる形で進行し、知財法分野におけるプロジェクトの進行状況に関し、西尾専門家とアグス最高裁判所民事室特別商事分野担当書記官（お二人とも本来は裁判官です。）から、法令の整合性向上のための取組に関し、プロジェクトチーフである及川専門家とチェノ法務人権省法規総局事務局長から、それぞれ報告がなされました（写真④）。



写真④：合同調整委員会（会合の様子）

会場での昼食会の後、当日午後は、在インドネシア日本国大使館とJICAインドネシア事務所を訪問させていただき、それぞれ、金杉憲治大使、安井毅裕事務所長に御挨拶させていただくとともに、インドネシアにおける法制度整備支援活動に対する協力へのお礼やプロジェクトの現状などについてお話しする機会をいただきました。お二人からは、現行の両プロジェクトの重要性について、積極的な評価をいただけたものと思っております。お忙しい中、お時間を割いていただいたことに感謝申し上げます。

6 滞在4日目

ジャカルタでの2日間の日程を終え、翌日は、バリへの移動日になりました。バリ・デンパサルに到着し、昼食後に、現地の病院にて、同行者全員がPCR検査を受診しました。当時は、日本入国の72時間以内のPCR検査で陰性であることが帰国の条件とされていたためです。手続を手伝ってくれた病院の日本人スタッフから、バリ滞在の日本人観光客で、検査結果が陽性であったために急遽帰国ができなくなった人が相当数出ていて、ホテルの確保などで苦労しているようだという話を聞かされ、また、仮に検査結果が陽性であった場合は、本人のみがバリ島に残され、他のメンバーは予定どおり帰国するという方針を伝えられていましたので、不用意な行動はとっていないはずだと思いながらも、バリ島で一人隔離生活を送る自分を想像し、内心はドキドキものでした。その後、一行全員の陰性が確認され、そろって日本に帰国できることとなりました。

同日、夜は、法務人権省バリ州地方事務所の方々を中心とするインドネシア側の皆さんと夕食を共にする機会がありました。この出張でインドネシアの皆さんと夕食をご一緒したのはこの日が唯一の機会でしたが、2時間を越える驚きのノンアル食事会になりました。当然のようにお酒をいただくことを予想していた身としては、甘いお茶やジュースを飲みながら、インドネシアやバリの料理を堪能する機会は、大変新鮮な経験でした。宿泊先のホテルに戻ると、レストランも既に閉店間近でしたので、ルームサービスでビールを頼んでしまったことはここだけの話です。

7 滞在5日目

この日のメニューは、法務人権省法規総局とJICAプロジェクトの共催による法令整合性に関するセミナーです。相変わらず、インドネシアの朝は早く、午前8時30分からセミナーが開始されましたが、幸い、宿泊先ホテルが会場となっていましたので、ゆっくり朝食をとってからの参加になりました。

同セミナーは、法務人権省バリ州地方事務所において、法律と条令の間の整合性を図る業務に従事しているドラフターと呼ばれる職員を主な対象としたもので、午前中は、Udayana大学のJimmy Z.Usfunan博士による講演が行われました。この講演では、2022年に制定された法令の制定に関する法律により、条例の法的整合性確保のための調整を中央政府が主体的に行うことが明記された効果として、本セミナーの参加者の多くが所属する地方事務所の役割が大きくなったことなどが説明されました。なお、当地では、こうしたイベントのオープニングの際、主催者挨拶などと並んで、お祈りの時間が設けられるのですが、ジャカルタでのお祈りはイスラム教のものだったのに対し、この日、バリでのお祈りは、バリヒンドゥー教のものでした。ごく僅かな見聞からの印象にとどまりますが、町を歩く人々の服装や町並みの違いを含め、インドネシアという国の多様性の一面を見た思いでした。

昼食後は、日本側からの講義が2本行われ、まずは、庄地美菜子ICD教官から、内

閣法制局の役割を中心に、日本における法案の起草・審査の流れが説明され、質疑応答では、法律と条令の整合性確保のための業務に携わっている実務家らしい専門的な質問がなされ、この問題に関するインドネシア側の関心の高さをうかがうことができました(写真⑤)。



写真⑤：法令整合性に関するセミナー（庄地教官講義）

続いて、今般の出張では2度目の登壇となる内藤部長から、条例制定の実務に焦点を当て、具体例を挙げた形で、日本の条例制定における法令との矛盾抵触の回避のための考え方についての講義がなされ、ここでも実務に根ざしていると思われる様々な質疑がなされ、予定されていた時間いっぱいまで熱心な議論が続きました(写真⑥)。



写真⑥：法令整合性に関するセミナー（内藤部長講義）

なお、写真をご覧いただくとお分かりのように、庄地教官、内藤部長の講義は、開放的な壇上で、ゆったりとした椅子に座って行うという、いかにもリゾート地バリでのセミナーらしい会場セッティングの中で行われました。

この日の夜は、予定されていたインドネシア側との夕食会が、先方の都合（上で触れた刑法改正に関する業務のためのようでした。）で中止となったため、日本人だけで、バリでの最後の夕食をとることになりました。バリに詳しい間澤専門家が探してくださったお店で、砂浜に置かれたテーブルを前に、新鮮な海産物とビールやワインで、一日早い打ち上げとなりました。

8 滞在6日目以降

バリでの最後の日程は、法務人権省バリ州地方事務所にて、同事務所所属のドラフター等の職員の皆さんが参加するセミナーでした。開会式では、私もお挨拶しましたが、続いてご挨拶をいただいた同事務所のアンギット所長のお話は、通常、私たちがこの種の会合の開会式での挨拶として想像するものとは質量ともに異なった、大変充実したものでした。条例間や上位法令と条例との間の整合性確保に関する地方の実情を踏まえた問題意識と今後の課題を的確かつ熱意を持って語られている姿は大変印象的でした。開会式の後には、同事務所所属のドラフターから、法令審査の実情などに関する詳細なプレゼンが行われ、引き続いて、日本側、特に、この問題について現地でプロジェクトの進行を担当している立場の及川専門家から、具体的な関心事項を踏まえた質問がなされました。地方で実際に条例の不適合解消の業務に従事している実務家からの生きた情報を得ることができたことは、今後のプロジェクトのために有用だったのではないかと思います。セミナー修了後は、会場で、バリの地元の料理が詰められた御弁当をいただきながらの昼食会となり、これでインドネシアでの業務は終了です。

仕事は終わり、ということで、同事務所内の部屋をお借りして、スーツ姿からカジュアルな服装に着替え（私は、日本から持参したかりゆしウェアに着替えたのですが、インドネシアの方たちからは、同国の伝統衣装であるバティックと間違われました。言われてみればよく似ています。）、その後、ジャカルタを経由して、羽田空港への帰途に就きました。翌朝、無事に羽田空港に到着し、今度は、リムジンバスで最寄り駅まで帰ることができました。

9 終わりに

今回の出張で最も印象的だったのは、西尾、及川両専門家が、それぞれのカウンターパートから強固な信頼を得て、積極的かつはつらつとプロジェクトの遂行に当たっている姿でした。実際の業務遂行に当たっては、様々な苦労があるのだろうと推察できますが、そのようなことを感じさせない明るさは、プロジェクト成功に向けた大切な要素ではないかと感じたところです。

また、カウンターパートである最高裁判所及び法務人権省法規総局の皆さんの姿から

は、自分たちの業務が現に抱えている問題点を必ず解決し、より良い実務を実現しようとする明確で、強固な意志を感じました。もちろん、課題解決は容易なことではないということは、当事者ではない私にも理解できることですが、幸い、プロジェクトに携わる両専門家との意思疎通は良好であることがうかがわれるところであり、その力をうまく使っていただくことで、それぞれの目標が必ず達成されるであろうことを確信しています。

最後に、もう少し付け加えさせていただきます。最高裁判所をカウンターパートとするプロジェクトでは、知財事件等を担当する裁判官の紛争解決能力の向上及び裁判の予見可能性の向上が期待されており、そのような観点から、上記の坂本教官による日本の判例制度に関する講義も行われ、知財事件に関する判例集の出版なども進められているわけですが、セミナーに参加したときの感想として上でも触れたとおり、日本の一法律実務家の感覚からすると、過去の判例、裁判例というものは、自分たちの仕事の基盤を構成する最も大きな要素の一つであることは当然のことで、そうした点に関する感覚、あるいは、実情の違いを改めて認識させられました。同様に、法務人権省をカウンターパートとするプロジェクトで問題となっている法令間の整合性確保に関しても、まだ若かったころ、法務省刑事局や司法制度改革の事務局に勤務していた時代に、連日連夜、内閣法制局に通い詰め、法案の趣旨から、文言の一字一句、句点の打ち方まで、逐一審査を受けた身からすると、感覚的にはなかなか理解が難しいことではありますが、それだけに、インドネシアにはそのような問題が生じる理由、原因があり、それを現実として理解し、踏まえた上での対応が必須なのだろうと思わされました（この問題に関しては、及川専門家の前任である廣田桂前専門家執筆にかかる「インドネシアで法令間の不整合が起こる原因及び法令制定時の課題」（ICD NEWS 92号（2022年9月）9頁）に詳細な検討がなされています。）。

法総研に勤務し、ICDを所掌する任に就いている立場として、インドネシアに限らず、法制度整備支援の対象国それぞれに固有の課題があることは頭では理解していたつもりですが、僅かな知見とはいえ、今回の訪問で、インドネシアにおける課題とその解決のための取組をリアルなものとして把握することができたことは、今後の執務に当たって大きな財産となりそうです。今回の出張に当たり、限られた時間内にできるだけ多くの情報を与えようと様々な工夫をしていただいた、西尾、及川両専門家、全行程をご同行いただき、インドネシアの、様々な生の情報を教えてくださった間澤専門家、JICA現地スタッフの皆様、お忙しい中、我々のために時間を割いていただいた最高裁判所及び法務人権省の方々、在インドネシア日本国大使館とJICAインドネシア事務所の皆様に改めて感謝申し上げます。

出張報告とも、インドネシア見聞記ともつかない雑文に最後までお付き合いいただき、ありがとうございました。

以上